

JHF 総会傍聴規約

制定 2003年 3月11日 総会

改正 2018年 6月 18日 総会

(目的)

第1条 本規約は公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟(以下、JHF という)の総会を広く会員に公開する為に、傍聴に関する事項を定める。

(公開の原則)

第2条 総会は原則として公開とする。但し、会場の都合等で傍聴者の人数を制限する場合は会長が傍聴定員を定める。

(総会傍聴の公示)

第3条 総会が開催される場合、事務局は傍聴に関する以下の事項を JHF が有する広報手段を通じて開催日の 30 日前までに会員に公示する。

- (1) 総会の開催日。
- (2) 傍聴者の人数を制限する場合はその定員。

(傍聴の申込み)

第4条 傍聴を希望するものは JHF が定める傍聴申込み用紙を予め請求し、氏名、住所、電話番号等、を記入し、郵送で7日前までに事務局に送付する。

(事務局の役務)

第5条 事務局は総会の傍聴に関して次の業務を行う。

- (1) 申込み用紙を受取り傍聴希望者名簿を作成する。
- (2) 傍聴の人数の制限がある場合は消印日付の順で傍聴者を確定する。
同一消印日付の申し込みで定数を超える場合は会長立会いの上、抽選で順を確定する。
- (3) 傍聴券を発行し、傍聴確定者に送付する。
- (4) 傍聴確定者に漏れた傍聴希望者に対し、漏れた理由を明記した文書を送付する。

(傍聴者の遵守事項)

第6条 総会傍聴者は以下の事項を遵守する。

- (1) 会場内では傍聴券を携帯すること。
- (2) 会場内で発言をしてはならない。
- (3) 会議の進行を妨げる行為を行ってはならない。
- (4) 写真撮影、ビデオ撮影、録音等を行う場合は議決権を有する者の過半数の同意を得なければならない。

(傍聴者の退場命令)

第7条 議長は、傍聴者が第6条に定める遵守事項に違反した場合、退場を命じることができる。

第8条 議長は、議案内容が個人のプライバシーに及ぶ場合、その議案審議に限り退場を命じることができる。

(規約の改廃)

第9条 この規約の改廃は総会の議決を経て実施する。

附 則

この規約は2003年 3月12日より施行する。

この規約の改正は2018年 6月18日から実施する。